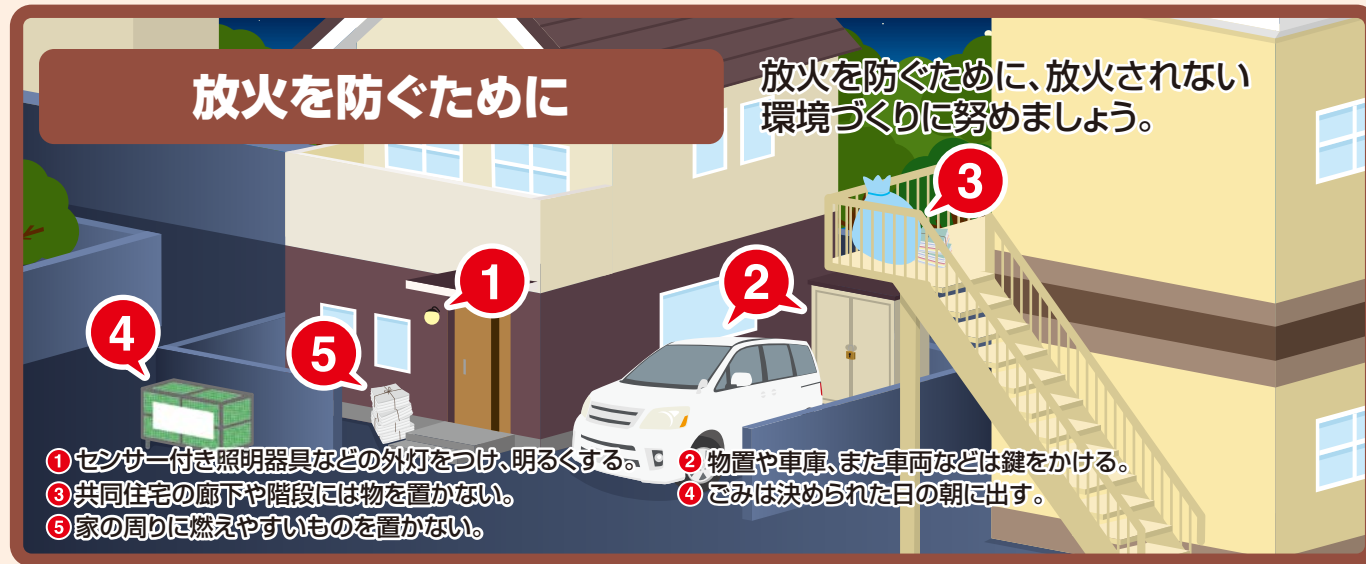


# 市民が主役の火災予防



## 市民の皆さんが主体的に行動するための基本事項

札幌市では、総火災件数の約4割を住宅からの火災が占めています。また、住宅火災による死者は、火災による死者総数の約9割を占めています。

札幌市火災予防条例では、「市民が主体的に行動するための基本事項」を下記のとおり定めています。

- 1 火災予防に資する行事及び地域活動に参加すること。
- 2 火災予防及び火災被害の軽減に関する知識及び行動の要領を習得すること。
- 3 消火器その他の初期消火に必要な防災機器を設置すること。
- 4 防災性を有するものを使用すること。
- 5 放火されにくい環境をつくること。
- 6 火災から高齢者、障がいのある人等を守るため、近隣住民と相互に協力すること。

## 火災予防行事に参加しましょう

消防署では、防火に関する各種行事を開催しています。



一日消防署長

火災予防に関する講習を開きたいときは？



下記消防署へご相談下さい

### 「市民防災センター」に行ってみよう！

札幌市民防災センターは、地震体験コーナーや消火体験コーナーなどを備えた施設です。各種災害の模擬体験を通じて、防火・防災に関する知識や災害時の行動を学ぶことができます。



#### 札幌市民防災センター

札幌市白石区南郷通6丁目北 ■ 電話 011-861-1211  
開館：9時30分から16時30分まで

### 地域を守る「防火委員会」

「防火委員会」は町内会から選出された防火委員で構成され、地域住民の自主防火活動の育成支援や地域の防火意識の向上を図るため、様々な活動を展開しています。



街頭啓発



## お問い合わせ先

- 札幌市消防局 中央区南4条西10丁目 TEL.215-2040
- 中央消防署 中央区南4条西10丁目 TEL.215-2120
- 北消防署 北区北24条西8丁目 TEL.737-2100
- 東消防署 東区北24条東17丁目 TEL.781-2100
- 白石消防署 白石区南郷通6丁目北 TEL.861-2100

- 厚別消防署 厚別区厚別中央1条5丁目 TEL.892-2100
- 豊平消防署 豊平区月寒東1条8丁目 TEL.852-2100
- 清田消防署 清田区平岡1条1丁目 TEL.883-2100
- 南消防署 南区真駒内幸町1丁目 TEL.581-2100
- 西消防署 西区発寒10条4丁目 TEL.667-2100
- 手稲消防署 手稲区手稲本町2条5丁目 TEL.681-2100



# 自分のまちを火災から守るために

## 火災に備えて

### 1 火災を防ぐために

#### こんろ

- 調理中にその場を離れるときは必ず火を消す。
- こんろの周りに燃えやすいものを置かない。



#### ストーブ

- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ストーブの上に洗濯物を干さない。



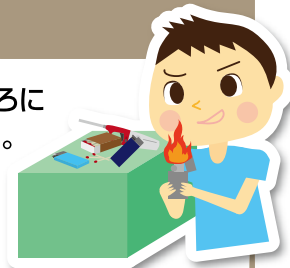
#### たばこ

- 寝たばこ、くわえたばこをせず、灰皿のあるところで吸う。



#### 火遊び

- 子どもの手の届くところにライター等を置かない。
- 普段から子どもに火の恐ろしさを教える。



### 2 火災が発生したら

#### 119番通報

火災を発見したら、一刻も早く119番に通報してください。

#### 初期消火

万一の場合は落ち着いて消火しましょう。



#### 消火器の使い方



#### 避難

#### 避難

玄関、裏口、窓、ベランダなどの出口の中から、一番安全で避難しやすい出口を選ぶようにします。



## 火災から高齢者等を守るために

火災による死傷者のうち、高齢者の占める割合が高くなっています。  
高齢者等を守るため、近隣住民が協力しましょう。



## 防災機器を備えましょう

万が一の火災に備えて防災機器を設置しましょう。



住宅用火災警報器



エアゾール式簡易消火具



住宅用消火器



住宅用自動消火装置

## 防災品を使用しましょう

燃えにくい「防災品」を使用すると安心です。

### 主な防災品



エプロン



パジャマ



カーテン



防災品

普通品

防災品の燃焼比較実験

### 防災品のお問い合わせは

公益財団法人 日本防災協会北海道事務所  
 ■ 札幌市中央区北1条東1丁目4-1  
 サン経成ビル5F  
 ■ 電話 011-222-3928